

## 令和3年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和3年（2021年）7月15日（木）14時30分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原罔彦委員（市民公募委員）、長坂祐司委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、鈴木淳委員（大倉設備工業株式会社）、太田康委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日委員（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）

欠席委員：松山豊司委員（市民公募委員）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、岩崎下水道経営課長、内田共生共創部次長兼企画課長、吉田財政課長、廣瀬下水道経営課課長補佐、中村下水道経営課主事

(3) 事務局

村松下水道経営課課長補佐

4 議題

(1) 下水道使用料の改定について

5 会議の概要

(会長) 定刻となりましたので、令和3年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。

事務局から委員の出席状況の報告を願います。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、6名の出席、1名のリモートによる出席をいただいておりますこと、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日の傍聴希望はありませんでした。

本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続いて、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和3年度第1回審議会の会議録について報告いたします。第1回審議会の議事録は、予め審議会の委員の皆様にお送りして、

内容を御確認いただいております。本日、会議録に関して御意見等を伺うこととなっておりますが、いかがでしょうか。

(特に意見等なし)

皆様から御指摘いただいた御意見等につきましては、事務局で必要な作業を行った後、資料と合わせてホームページで公開させていただきます。

続きまして本日の配付資料について、御確認願います。本日の資料は、

資料1 下水道使用料のこれまでの経緯と現状

資料2 県内各市下水道使用料

資料3-1 試算にあたっての確認事項

資料3-2 使用水量別料金試算

資料3-3 使用料比較表(税込み)の5種です。

また、参考資料として、

参考1 鎌倉市公共下水道経営戦略

参考2 鎌倉市公共下水道経営戦略 資料編

参考3 鎌倉市下水道条例

参考4 鎌倉市下水道条例施行規則

参考5 平成18年「下水道使用料の適正化について(答申)」

参考6 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

を綴じ込み、置かせていただきました。御確認をお願いいたします。

ここまでで、何か質問等はございますか。

(特に意見等なし)

なお、リモートで出席いただいている委員をスクリーンに映していますが、本日は、パワーポイントを使用しますので、委員が映りませんので御了承ください。

(会長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。

次第3「下水道使用料の改定について」の説明をお願いします。

(幹事) 本日は、平成18年度下水道事業運営審議会答申から現在までの下水道使用料を中心とした経過を説明させていただき、その後、前回5月27日に開催された当審議会において、委員の皆様からいただいた御質問や確認事項にお答えした後、下水道使用料の区分についての御議論をお願いしたいと考えています。

資料1をご覧ください。

正面スクリーンも併せて使用し、説明させていただきます。

鎌倉市の下水道使用料は、「平成18年の下水道事業運営審議会において、当初の改定率を20%とすること」、「中期目標として資本費の負担割合を50%とすること」、「概ね10年で目標を達成すること」が示されたことは、前回の審議会で説明させていただいたとおりです。

この内、当初の改定率を20%とすることにつきましては、平成19年4月に下水道使用料の料金改定を行い、併せて維持管理コストの削減を行いました。

次に、資本費の負担割合を50%とすることにつきましては、平成24年4月に下水道使用料の料金改定を実施したことで、目標である資本費負担割合50%に対し、実際の資本費への充当率が約45%になりました。

その後、概ね10年で目標を達成することにつきましては、消費税の税率改定が平成26年4月に8%、令和元年10月に標準税率が10%に引き上げられたことに伴い、下水道使用料に関しましては、市民の負担感を考慮し、平成24年の料金改定を最後に据え置きとしています。

次に、資本費充当率の推移について説明します。

資本費充当率につきましては、平成24年の料金改定以降、多少の増減があるものの、全体的には徐々に減少を続けています。

なお、平成28年の資本費充当率が大きく減少しているのは、維持管理費等が約3億円増加したためです。これは、主に稲村ガ崎の污水管損傷事故の対応のため、維持管理費に多くの費用を充てたためです。また、鎌倉市では、平成31年4月、令和元年度から企業会計制度に移行しており、移行のため打切決算を行いました。このため、平成30年度の資本費充当率の実数が低く出ていますが、打ち切りした下水道使用料収入と前年度の他の予算・決算の構成の率等を勘案すると、資本費充当率は、前年度並みの約35%前後と推測されます。

ここまでで御質問等はございますでしょうか。

(特に意見なし)

(幹事) 次に、前回の審議会で御要望のありました、県内各市の規模別水量の比較について説明させていただきます。

県内各市の規模別水量につきましては、各市の有収水量の差が大きく、単純比較することは困難でした。

具体的には、横浜市の1年間の有収水量は約3億8,000万 $\text{m}^3$ あり、鎌倉市は約1,800万 $\text{m}^3$ で20倍以上の開きがあります。

このため、横浜、川崎、相模原の政令市以外の各市は、グラフでの色分け判別も難しいことから、規模別水量について、それぞれの団体に総水

量に対してどの程度の割合を占めているのか比較してみました。

このグラフでは下から 20 m<sup>3</sup>以下、次を 21～100 m<sup>3</sup>と示しています。

鎌倉市を例に説明いたしますと、鎌倉市では 1 か月の使用水量が 20 m<sup>3</sup>以下の方の有収水量を 1 年間で全てトータルした場合、全体の有収水量に占める割合が約 39%であることが分かります。また、1 か月の使用水量が 21 m<sup>3</sup>～100 m<sup>3</sup>までの場合は約 46%という結果になりました。

このように、各市の規模別水量を、それぞれの有収水量に占める割合で比較した結果、小田原市、海老名市、南足柄市の 3 市のグラフに特徴があることが分かります。

鎌倉市と 3 市を抽出し比較します。

1,000 m<sup>3</sup>以上の大口利用者の使用水量は、鎌倉市については全体に占める割合が約 6%であるのに対し、小田原市、海老名市、南足柄市は大口利用者の全体に占める割合が大きく、小田原市が約 26%、海老名市は約 27%、南足柄市にあってはほぼ半分の約 49%に達しています。

更に 10,000 m<sup>3</sup>以上の超大口利用者は、鎌倉市については 0%ですが、海老名市、小田原市の両市は約 18%、南足柄市は約 43%を占めています。

次に鎌倉市と隣接市の横浜市、藤沢市、逗子市を比較しました。鎌倉市と隣接の横浜市、藤沢市、逗子市を比較した場合、100 m<sup>3</sup>までの割合に大きな差はありませんが、大口の利用者には差があります。

使用者の使用水量の構成は、市により大きな差がありますが、鎌倉市においては、県内各市で比較した場合、大口利用者が非常に少ない団体であるということが分かります。

続きまして、下水道使用料の料金ランク別割合について、説明させていただきます。

料金ランクは 1,000 円単位で色分けしました。

色分けの結果、約 80%の方が 1 か月当たりの下水道使用料が 3,000 円以下に入ることが分かりました。

ここまでで御質問等はございますか。

(委員) 8、9 ページの料金ランク別割合の、令和 3 年 4、5 月累計合計が 41,984 件となっておりますが、水道の契約戸数としては少ない。半分くらいにしかならない気がします。

(幹事) こちらは、令和 3 年 4 月、5 月に鎌倉市が請求した件数ですので、実際の下水道の総件数について、下水道使用料は奇数月と偶数月では請求の方がそれぞれ異なりますので、直近で 4 月、5 月分として請求させていただいた方の割合を示しています。1 年間トータルしたものではなく、直近で請求した 4、5 月分で、ランク別に割り振って計算してみました。

(委員) 県営水道の鎌倉の公表されている給水個数は、世帯数より 1 万くらい多い 82,000 戸～83,000 戸ではなかったでしょうか。

(委員) 約 87,000 戸です。

(委員) その半分くらいしかないのは、なぜでしょうか。

(幹事) 件数は、鎌倉市で 4、5 月に請求を行った件数ですので、実際の下水道の総件数につきましては確認いたしまして、後ほどお知らせさせていただければと思います。

(委員) この数字が気になったのは、基本使用料を考える時に、例えば 100 円上げるとして 87,000 戸と 49,000 戸では全然結果が違って来るからです。

(幹事) 件数につきましては、標記としてこちらに 4、5 月に集計となっておりますが、それぞれの月で奇数月の請求と偶数月の請求がございますので、件数を確認してお知らせしたいと思います。

(委員) 下水道使用料の改定について議論しております。説明していただいた資料 1 の 1 ページ、平成 18 年の下水道事業運営審議会での答申、それに対しての現状の説明があり、これは今回、下水道使用料の改定の一番礎の部分になるかと思えます。2 ページ資本費充当率の推移では平成 28 年度の稲村ガ崎の污水管破損事故があり、護岸の修理に多大な経費を要したという偶発的な要因がありましたと、これは市民に説明する時に大きなポイントになると思えますので、市民に対する周知をお願いいたします。

次に 3 ページ、対策費が膨らむ中で、横浜市が下水道の料金改定をしようとして、確か議会か市民団体から反対されたといういきさつがあったと思いますが、今回の鎌倉市の改定にあたっては、横浜市は参考にならないと思えます。規模が違い過ぎる。人口が 400 万人、上水道だと思えますが使用量が 20 倍の 38 万 m<sup>3</sup>という鎌倉市と比べて桁外れの内容です。パブリックコメントをしたときに、横浜市は改定に失敗しているということから、こういう理由で参考にならないと説明したほうが良いと思えます。

次に 4 ページを見ますと、鎌倉市というのは標準的な地域だと思えます。大口利用者もなく、上水道と下水道の使用料市民が広く公共施設を利用していると意味していると思えます。この資料から分かることは、SDG s の公共下水道事業にかかる費用を受益者負担により、広く負担していくことにつながると思いました。

(幹事) ありがとうございます。先ほど御質問にありました料金ランク別割合の件数ですが、4 月、5 月を平均していますので、4 月のとき、5 月のときの徴収検収とどうしても差が出てまいりますので、2 か月分足して 1

か月分の平均として割り戻しております。2か月に1回の徴収ですので、こちらの件数を倍にさせていただければ、8万を超える数字になりますので、これを1か月の平均として御理解いただければと思います。

(委員) 実際に払う件数、契約はほぼ倍だということですか。

(幹事) ほぼ倍という御理解で良いと思います。

(会長) 他に御意見等はございますか。

(特に質問等なし)

(幹事) 続きまして、資料2について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。こちらの資料は、前回の審議会におきまして、基本使用料と従量使用料の区別がつきにくいとの御指摘から、表の見出しを修正させていただいたものです。修正に併せて、基本使用料が8<sup>m</sup>までの市と、10<sup>m</sup>までの市、それと4<sup>m</sup>までの市に分けて記載させていただきました。続いて、前回いただいた御意見を基に行った試算について説明いたします。

資料3-2をご覧ください。

併せて正面のスクリーンもご覧ください。

まず、試算にあたっての確認事項です。

1 試算にあたっては、下水道使用料の最低限の目安1<sup>m</sup>あたりの使用料が150円となるように単価を設定します。

2 試算のパターンは、料金区分の中間層を細分化する試算1、基本使用料区分を拡大する試算2、基本使用料の比率を高める試算3、全区分一律の改定率とする試算4の4パターンとします。

なお、前回の審議会で委員から御意見をいただきました、基本水量なしの基本使用料を定め、小口については1<sup>m</sup>ごとの区分とする案についてですが、上水道と異なり口径別基本料金制度が採用できないこと、また、基本水量なしの基本使用料制の採用や区分の細分化によるシステム改修費の増が見込まれること等から、今回は見送ることといたしました。

しかし、排水量の考慮のあり方や、全体の約1/4を占める8<sup>m</sup>までの小口使用者への配慮のあり方等、今後検討していく必要があると認識しているところです。

それでは試算について説明いたします。

続いて、資料3-2をご覧ください。併せて正面のスクリーンもご覧ください。

試算は、審議会からの御意見に基づき、令和2年度の使用水量を基に、

1 m<sup>3</sup>当たりの平均使用料が 150 円となるように各区分の単価を設定しています。区分ごとの単価を現行単価と比較した場合の増加率を「改定率」の欄に記載しています。「引上額」及び「引上率」は、実際にその水量を使った場合に使用料がいくら高くなるのか、また、その割合がいかほどかを記載しています。これは、各区分の最大水量を使用した場合の税抜きの金額になります。なお、1,000 m<sup>3</sup>以上の区分については、2,000 m<sup>3</sup>を使用した場合の金額で比較しています。

まず、試算 1 です。これは逗子市・秦野市を参考として、中間層の料金区分を細分化したのになります。21~100 m<sup>3</sup>の区分を、3 区分から 6 区分に増やしました。この場合、細分化した区分のうち、水量の少ない区分の改定率は抑えることができますが、水量の多い区分については、全区分一律に改正を行う場合よりも負担が重くなります。

例えば、これまでの 21 m<sup>3</sup>から 30 m<sup>3</sup>までの区分の場合、21 m<sup>3</sup>から 25 m<sup>3</sup>までの区分の改定率は抑えることができますが、26 m<sup>3</sup>から 30 m<sup>3</sup>までの改定率は高くなる傾向にあります。しかし、実際の支払金額で比較する引上率に関しては、各区分大きな差異は生じません。

試算 1 は区分数を細分化することで、より細やかに使用水量ランク別の下水道使用料が設定できることになります。一方、これまで上水道の料金区分と一致していたものが、異なる結果になり、区分数が増えることで、システム改修の費用が別に必要になる可能性があります。また、これまで同じ区分であった使用者の内、使用水量の多い方は改定率・引上率が高くなり、少ない使用水量の方は、改定率・引上率が抑え気味になるという不公平感が若干生じます。

次に、試算 2 です。これは基本使用料区分を拡大したものです。横須賀市、三浦市が採用している 10 m<sup>3</sup>までを基本使用料区分としました。この場合、基本使用料区分を拡大するため、8 m<sup>3</sup>までの使用者の引上率が 27.3%と高くなりますが、10 m<sup>3</sup>使用者の負担は変わりません、また、11~30 m<sup>3</sup>の改定率は約 30%と高くなりますが、実際の使用料を見ると、全体の約 40%を占める 9~20 m<sup>3</sup>使用者の引上率は、0~16%と、他の区分より低く抑えることが可能です。一方、30 m<sup>3</sup>以上の利用者については、引上率が約 20%と、やや高めになります。

試算 2 は基本使用料の上限水量を引き上げることで、基本使用料の御負担を広い層にお願いできるという利点があります。これと同時に単身世帯や二人世帯等の小口利用者の引上率が高くなるという結果になります。

続いて、試算 3 です。これは基本使用料割合を高めるため、小口の改定率を高くしたものです。今回の試算では基本使用料の改定率を 20%と仮定して試算しました。この場合、20 m<sup>3</sup>までの区分は約 20%の改定が必要となり、引上率も約 20%となりますが、大口になるにつれて、改定率を抑えることが可能です。また、国が示している「ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担するこ

とが基本となるよう留意すべき」という考えに、一番沿ったものになります。なお、鎌倉市においては、先程料金ランク別割合で説明させていただいたとおり、約80%の方が1か月当りの下水道使用料が3,000円以下、水量で申しますと1か月あたり0~25 m<sup>3</sup>使用しているという結果でした。なお、試算3につきましても、試算2と同様に小口の改定率を高めることで、基本使用料の御負担を広い層にお願いできるという利点があります。これと同時に、単身世帯や二人世帯等の小口利用者の引上率が高くなるという結果になります。

最後に、試算4です。これは、すべての区分を一律の改定率で改定したのものになります。1 m<sup>3</sup>の平均使用料が150円となるためには、一律で約18%の改定が必要という結果となりました。この試算では、各区分の引上率もほぼ同じになる結果が得られます。

試算4は、全ての区分において一律という公平感がありますが、大口利用者が少ないという鎌倉市の特性から、将来的に負担区分について検討を行う必要があります。

資料3-3をご覧ください。試算を基に、実際にお支払いいただく使用料を税込みで比較いたしました。1か月の使用水量20 m<sup>3</sup>で比較した場合、それぞれの試算で突出する金額は生じませんが、試算1と試算4に比べ、試算2と試算3では小口の使用者の実支払い金額が若干高めになることが分かります。

なお、参考といたしまして、先月開催された鎌倉市議会6月定例会において、経営戦略の策定について報告を行う中で、下水道使用料の改定にあたっては一般家庭等の使用者に配慮していただきたいとの議論がありました。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまの説明に対し、御意見、御質問がございましたら、または、全体を通して御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

(委員) 質問ですが、料金区分ごとの引上率の算出について、現行の使用料区分ごとの使用量は変わらない想定でということなのでしょうか。

(幹事) 水量については、変わらないということで想定しています。

(委員) 例えば、大口の利用者が減った場合、全体の収入が減るという理解でよろしいでしょうか。

(幹事) そのとおりでございます。大口の利用者の方については、今回の改定如何により、他市の例ですが、大口利用者の改定率を重くした結果、大口利用者の方が排水を自区処理して再利用した結果、目標とする使用料

単価にならなかったという例があると聞いています。

今、御指摘のとおり、大口の方が減ったりする等あれば、目標とする単価 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円を目指しておりますが、達成できない可能性もございます。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 少し切り口が違いますが、資料 3-1～3-3 にかけて気になったところは、使用料で消費税込みと消費税抜きと表示がありますが、今年 10 月からインボイス制度が始まり、令和 5 年からは実際にその計算が始まることになっております。今までは税込みのほうが消費者に分かりやすくなっていったのが、インボイス制度では税抜き表示でなくてはいけないという法令になっていきますけど、表示は除いたほうがよろしいのではないのでしょうか。

(幹事) 今の御指摘については、資料 3-3 は利用する方にとって御自分のお支払いになる実金額で比較できるようにという視点で税込みにて表記させていただきました。単価については税抜き単価で計算させていただいております。

(委員) いくら利用者が負担するかという、分かりやすくするという意味では税込みというのが必要だと思います。議会のほう、市民の意見を反映したものという意見ということであれば、なるべく小口利用者の利用料金が減るようにしてもらいたい。これは最後の線として持つべきだと思いますが、全体の目標を達成しやすくなると思った視野をもって、資料 3-1 の試算 1～4 がありますが、私は試算 2 の基本使用料区分を拡大する、試算 3 基本使用料の比率を高める、またはその折衷案というのもあり得るのではないかと思います。

(幹事) ただ今の御意見ですと、基本使用料区分を 10 m<sup>3</sup>等にして、小口利用者の比率を高めるという料金体系がよろしいのではないかという御意見でよろしいのでしょうか。

(委員) 基本使用料の単価を上げていく、最終的に両方のコストパフォーマンスを上げていくという考え方もあり得ると思います。

(幹事) ただ今の御指摘に関しては、御審議のなかでこれが良いということで、最終的に御指示をいただければ、市で作業を行うことは可能です。

(会長) 試算 2 と試算 3 の計算の仕方について、確認させてください。試算 2 の単価 988 円に対し、試算 3 の単価 931 円になったのはどういう経緯か

らですか。

(幹事) 試算2について、基本使用料区分を10 m<sup>3</sup>までの前提で作成しましたので、10 m<sup>3</sup>の使用者の金額は変わらないという設定で988円という単価を設定させていただいています。一方、試算3は小口の基本使用料の比率を高めるということで、改定率20%とした前提で931円という単価を設定させていただきました。

(会長) 今の御説明ですと試算2の988円というのは、現行の8 m<sup>3</sup>までの776円と、9～10 m<sup>3</sup>の106円を足したということですか。

(幹事) おっしゃるとおりの計算になります。

(会長) たまたま10 m<sup>3</sup>だった場合は、今回は上がらない。計算してみないと分かりませんが、もし今の説明の試算2と3の折衷案であれば、2で10 m<sup>3</sup>まで拡大して、基本使用料の比率を上げるとすると試算2の988円がもう少し上がってくるイメージでよろしいですね。  
他に御意見はございますか。

(委員) この段階の話ではないかもしれませんが、使用料改定が適正かということで、平成18年の答申をもとに出発していますが、公共施設として下水道を新しく作っていくにあたって、プライマリーバランスが重要になってきます。どれだけの物を作るのか、どれだけのコストが必要で、どれだけの改修として負担が必要になるのかという大きなことだと思いますので、必ずしも理想的な概念的に何がどのようにしてコストを負担していくかという議論に走らなくても、最終的な目標として、こういう公共施設ができるのだということが目標のように思います。ですから、達成するために、いかに負担金を負担するのかと思います。改定比、資本費負担費割合、あるいは料金の改定でということを考えていくのであれば、プライマリーバランスでいえば予想できることでは、大きな災害も考えられますので、なるべく収入の安定、財政の安定というのが非常に健全化になると思います。そのためにも、適正というのはイコール予備費を持つということを希望します。それで、資本費、基本料金のある程度、負担していただく、使用料金についても、受益者負担の考え方で料金を改定していく、そういう折衷案を提案したいと思います。

(事務局) 会議開会から1時間を経過しましたので、換気のため休憩をいたします。

(休憩)

- (会長) それでは引き続き会議を進めたいと思います。
- (幹事) 確認ですが、先ほど委員から御意見がありました、試算2と3の折衷のイメージといたしまして、基本使用料10 m<sup>3</sup>までというところで、真ん中をとるというよりも10 m<sup>3</sup>の改定比率をもう少し高くするというイメージでよろしいですか。例えば試算2ですと、基本使用料10 m<sup>3</sup>までが988円となっておりますが、10 m<sup>3</sup>をゼロではなく、千円を超えてもよいという形で、大口を下げっていくというイメージでよろしいですか。
- (委員) おっしゃるとおりです。確認ですが、下水道事業が企業会計になり、年をまたぐような減価償却等もあるかと思えます。地方公共団体としての予算主義と決算して不足する場合でも自由度がないということで、企業会計が財政的に担保されている状態なのではないでしょうか。
- (幹事) 企業会計制度に移行し、昨年度経営戦略の答申をいただきました。正直に申し上げますと、一般会計の繰入金にある程度依存するような経営状態になっております。したがって、本当の意味で企業会計として予算に自由度をもって、自分達で全て決められるというような所にはまだ到達していない状況でございます。
- (委員) このところが大切で、地方公共団体の財政は、自立しているかどうか問われると思えます。本来企業会計が導入されるのであれば、民間と同じくらい自主的に物事を推し進めていくべきだと思います。国や県の限られた予算の中で、計画された予算という縛りがある中では、実際には不自由が生じて、料金改定をするときも影を落とすものだと理解しています。これをなるべく回避するために、試算2と試算3の折衷案という形で提案したように、基本料金を応分に負担していただき、利用料は上水と同じにしていくことも本来とは違うかもしれないけれども上水とは密接の事業ですから、利用率は変わらないという市民へのアプローチ、両方で基本使用料、利用料の市民への負担をお願いしたほうが良いと思います。これは提案です。
- (幹事) 承知いたしました。ただ今、御提案と伺いましたので、先ほどお伝えしたとおり、議会からは小口の負担を少なくという意見もありますので、そこも含めて御審議いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
- (会長) 他に御意見等はございますか。
- (委員) 議会で議員が一般家庭、小口利用者の負担を減らせというのは政治家の発言としては理解できますが、さきほどの説明でもあったように下水

道を使用しているのは他の市町村を見ても 100 m<sup>3</sup>以下の小口世帯が圧倒的に多いわけです。鎌倉市だけでなく近隣の市町村も含めて、下水道の恩恵を受けているのも、支えるのも、100 m<sup>3</sup>以下の一般家庭なわけです。ですから、これを大口の 100 m<sup>3</sup>以上、あるいは 1,000 m<sup>3</sup>以上の利用者に支えてもらおうというのは、下水道本来の役割、意義から見たら違うと思います。そこがきちんと伝わるような発言をしていかないと、一般受けしやすいただけの発言、意見になってしまいます。

下水道事業を維持していくためにはどうしても標準的な契約世帯、つまり小口の 100 m<sup>3</sup>以下の世帯に費用を負担していただく必要があります。それは鎌倉市の使用水量の構成を見ても非常にはっきりしています。1,000 m<sup>3</sup>以上の大規模な事業所が市内にあり、将来にわたって事業の継続が保証されているというなら話はまた別かもしれませんが、仮にそうであったとしても下水道というのは本来自分達で支えていかなければならない事業なのだとということをもっと分かっていたくようにすることが大事です。

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二つの費用で成り立っていますが、条例にも基本使用料という言葉をはっきりと入れてもらう必要があると思います。従量使用料は 9 m<sup>3</sup>以上とか、11 m<sup>3</sup>以上等うまく表現し、基本使用料には単価ではなく、一律いくらというふうに全員が負担する部分を記載して、これを高くしないと維持ができないと分かってもらうことが必要です。基本使用料 8 m<sup>3</sup>まで単価 776 円とあると、単純に 776 円×8 m<sup>3</sup>と計算したくなるので、表の書き方にも工夫がいるかと思えます。

どうしても改定率という数字がでてくるので、これが大きくなると反発も強まると思いますが、今私が申し上げたようなことを説明し、納得してもらいしかありません。そういう議論が今まで足りなかったのではという印象を、前回の会議でいただいた資料を見たり、他の市町村の様子を見ながら感じました。これをやっていかないと、下水道の維持が難しくなるのではないかという感想を持ちます。

(委員) 私も先ほどの意見に賛同いたします。引上率だけを見ると、その公平性を求めてしまいます。しかし、もともとの使用料体系が、大口の量が多ければ多いほど負担が大きくなるなっています。その分使用量が少ない場合 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円よりかなり低いところで抑えられていると示したうえで、今回なるべくその開き、傾きを変えながら、公平性を元に戻す、みんなで負担していきましようというのが見えるような改変が市民の方からも賛同を得られると思います。

(委員) 各委員がおっしゃられたように、下水道というのはみんなで支えるものなのだと思います。大口というのは銭湯でしょうか、どういった業種でしょうか。そこに非常に負担がたって頼ってしまうような構図だと、

他の市が安いからと移ってしまうようでは大変なことになります。非常に使用水量の少ない方達は一人暮らしの高齢者が多い様な気がします。ですから、試算2ですと、さきほど言われたように理解を求めていかないと、かなりクレームがくるかもしれませんが、下水道というのはみんなですべて支えるものなので、それが本来の形であるし、たとえクレームがきても長年鎌倉に住んでいる方たちは鎌倉市に愛着もあるので、下水道料金が高くなったからといって移り住むというのはなさらないのではないと思います。鎌倉市全体を考えると、試算2が安定的な気がしますが、どういう観点から考えるかによって変わってくると思います。

(会長) 大口というのは、実際どういう方になりますか。

(幹事) 大口の方というのは、鎌倉市では10,000 m<sup>3</sup>超えというのはありませんので、小売業関係で水を使うところや、医療系の福祉施設等になります。先ほど御指摘のあった銭湯についても、仮に大口になったとしてもし尿等を含まないで、現在の単価表としては従量として1 m<sup>3</sup>あたり5円となります。鎌倉市の場合は、ほとんどが小口販売、小口製造、医療福祉系になります。全体の6%しかないという状況です。

(委員) 分かりました。そうすると、大口に頼るといのはリスクを伴いますよね。それよりは、少ない水量を流している個人の方達で支えていったほうが、将来的には安定的なのかなと思います。

(委員) 制度として、鎌倉市の行政について教えていただきたいです。今年度より逗子市の社会福祉協議会のメンバーに入りました。社会福祉協議会で一番の課題としているのが、コロナ禍において貧困の家庭、母子家庭という表現をしています。生活を営めるといことを第一にしていますが、下水道事業運営審議会では、最初に受益者負担の原則に則って生活保護の中で二重に弁償していたものを直しました。質問したいのは、下水道使用料として金額で生活費として増えたものは、保護世帯に対しては、収入と費用のバランスを差し引いたものを支払っています。収入の限られた中では、可能な下水道使用料は、改定で増加した場合は、受給費に跳ね返るような制度になるのでしょうか。

(幹事) 福祉制度の細かい点はお答えすることが難しいのですが、受給制度については、国の基準で計算しているので、個々の市町村の水道料金や下水道料金、ガス等個別に反映されることは直接にはないと思います。改定が行われた結果、受給費が即時変更されることはないと思います。正確なところは福祉担当に確認したいと思います。

(委員) 最初の答申に対する諮問のなかで、生活保護受給世帯が下水道使用料

の減免を受けるのはおかしいとのことで、改定した経緯があります。下水道使用料というのは、日常生活するうえで常に費用として認められ、改定があれば費用を負担していく。収入との差額を実務的な処理に基づいて支給していると思いますが、理論的には経費が増えれば支給費に反映されると思います。

(会長) 生活保護の支給額は、国全体でモデル的な考え方があり、生活に最小限必要な支出が、過去と今でどれだけ増えて、どれだけ足りなくなっているか調査して、もっと上げるべきなのか、下げるのか、福祉部門で議論していると思いますので、そういう情報が分かるのであれば次回教えていただけますか。

(会長) 水道はいつ値上げしたとか、前回の資料はありましたか。

(委員) 県営水道の料金ですが、定期的に上げているわけではなく、平成に入ってから、施行の時期として平成5年4月1日、次が平成9年4月1日、次が平成18年4月1日で、それ以降は据え置きになっています。

(会長) 料金の考え方についての議論は、県営水道のほうではされる機会はなかったのですか。

(委員) その間、表立った議論はなかったかと思います。

(幹事) 先ほどの生活保護費の関係ですが、具体的には保護の支給はどれくらいかという支給例があり、収入と厚生労働大臣が定める基準、最低生活費というそうなのですが、これを比較するという事になっております。最低生活費は厚生労働大臣が定めるのですが、住んでいる地域、世帯等によって異なるということがございます。その中に生活扶助基準というのがあり、食費、被服費、光熱水費に対応するものがございます。費用としては生活扶助費として一つにまとまっていることになります。

生活扶助基準の例として東京都、地方郡部ではいくら、3人世帯の場合はいくら、高齢者ではいくら、単身いくらと決まっております。平成30年10月の時点ですと、東京都の23区分で、3人世帯を仮に33歳29歳4歳とすると、158,900円、地方郡部では133,630円と定めています。厚生労働大臣が定める時に検討することはあるかもしれませんが、鎌倉市の下水道料金が上がったからといって、その分支給額が加算されるという制度ではないようです。

(会長) 地域ごと、最低限必要な光熱水費に上下水道も入っているという意味では、地域の上下水道関係が値上がりしていくと、遅れて反映されると想定されます。一つの市だけで変わってくるのではなく、広いエリアで

いくらと出てくるイメージかと思います。

(委員) 先ほど、基本使用料と従量使用料について分かりにくいと申し上げました。下水道条例 12 条の表現の仕方を変えられないかと思います。「第 12 条、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収するものとし、当該使用料は」の後に「基本使用料及び」を入れて、「汚水量に応じ次の表に定めるところにより算出した」の後に「従量使用料の金額」の二つを入れていただいて、表の中に、基本使用料 988 円とか新しい金額を入れて、その次は区分を変えるか変えないかで違いますが、従来の区分で言えば「1 m<sup>3</sup>から 8 m<sup>3</sup>は 0 円、8 m<sup>3</sup>を超えて 10 m<sup>3</sup>までの分はいくら」としたほうが分かりやすいし、少ない人は基本使用料だけで良いのだと明確になるのではないかと思います。検討していただいて、それができない場合はなぜできないのかも合わせて、教えていただきたいと思いません。

(幹事) 検討させていただいて、次回お伝えさせていただければと思います。

(会長) ここまでの御意見ですと、試算 2 と試算 3、収支のバランス、財政安定、こういったキーワードが多かったかと思います。試算 2、3 にしていく場合で、実務上、課題になってくることは何かありますか。試算 2 だとシステムを変えなくてはいけない部分が出てくるということでしたか。

(幹事) 試算 2 のパターンですと、実務上おそらく単価のテーブルのようなシステムを持っていると思いますが、すでに 10 m<sup>3</sup>までという区分を使っている団体もございますので、無料でシステムが変わるということはないと思いますが、莫大な費用がかかるかと言えば、工数の問題かと思えますので、若干費用はかかりますが、おそらく実務上それほど問題にならないのではないかと思います。

(会長) 御意見としては、もともと大口がたくさん払っていて、改定率の横に改定額が出てくれば、かなりの額で出てくることはあり得ます。

(委員) この試算表の引き上げ額というのは支払う総額を書いていると思うので、単価が変わった額というのを、引き上げ差額として書いたら良いと思います。前回資料の一覧表がいくら払うのか分かりやすいかと思えます。本来は 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円を基本とするけれども、水量が少なければ負担も少なく、たくさん使用するところが負担も大きくなっていると示せば分かりやすいと思います。試算 3 にした場合、大口だけ改定率が低いのはズルいと思われてしまいますが、そうではなくて、もともと水量が大きいところは、負担が大きいのだというのが見えるのではないかと

思います。

(幹事) 試算3とすると、前回資料を作成させていただいた資料8の、実際の引き上げ額というものを書いたほうが分かりやすいということですか。

(委員) おっしゃるとおりです。もう一つ、1 m<sup>3</sup>あたりの単価があると良いかなと思います。

(幹事) 従量制なので、20 m<sup>3</sup>の方ですと、現行だと115円になりますが、変更になった金額を書くというよりは、改定して実際にこちらの表でいいますと2,673円払うとなった時に、20 m<sup>3</sup>で割り戻してみるとということですか。

(委員) おっしゃるとおりです。

(幹事) そうすると、1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料は132円か133円になります。ただ全体としては、国の方針であったり、経営戦略等で、1 m<sup>3</sup>あたり150円あたりで出すことになりましてという考え方でよいでしょうか。

(委員) 見せ方だけの問題ですので、どうやったら分かりやすいか工夫していただきたいと思います。

(幹事) 分かりやすく工夫してみます。そうすると、90 m<sup>3</sup>くらい使用していると、だいたい150円くらいかなというイメージで、それ以上の大口になるにしたがって、実はそれよりも負担をお願いしているという見せ方の表にしたいと思います。その場合、単価が税抜きでということにしているので、税抜きで作成したほうが良いでしょうか。

(委員) 税抜きで。

(幹事) 承知いたしました。税抜きで作成したいと思います。

(委員) 資料1の1ページ、平成18年答申、資本費負担割合50%、現状では充当率約45%とありますが、この資本費というのは、公共下水道事業に設備投資した資本的支出のうち使用料の割合をいっているのでしょうか。そもそも鎌倉市は公共施設としての資産評価はされないのでしょうか。したほうが減価償却の割合や、資本費の割合がもう少し違う面から見られると思います。

(幹事) 資料1でお示している資本費というのは、平成24年度ではなく、実際には平成19年の料金改定の時、平成18年の答申の時の状況から比較

するために作成した資料でございます。ここでいう資本費というのは、公営企業会計制度ではなく元金償還金利子、当時それを資本とみなしていたので、それで比較させていただいております。昨年策定した経営戦略については、公営企業会計制度に移行しているので、資産につきましては減価償却の処理をしております。経営戦略に出ている資本費につきましては、資本的支出、減価償却という考え方にもとづく資本費になります。資料1の2ページに記載している資本費と経営戦略上の資本費はイコールではなく、今後は公営企業会計制度に属した資本費の考え方をとっていく必要があると認識しております。

(委員) ありがとうございます。地方が持つ公共資産の資産評価をすることによって、いかに経営が疲弊しているか、劣化しているかを把握できて、修繕費等の充足な部分が可能になっていると思いますので、是非ともこの資産評価を、年度末、あるいは四半期ごとには出していけるシステムにしてほしいと思います。

(会長) 確認ですが、試算2の改定率の部分ですが、30 m<sup>3</sup>までの割合を超えると低くなっています。これは理由があるのですか。

(幹事) 試算2について、先ほど計算方法の説明をさせていただきましたが、30 m<sup>3</sup>を超える所について、改定率20%くらいになるように調整して作っているので、数式があるわけではありません。

(会長) 印象としては、基本が27%で、中間が30%、あるところから20%と、上がって下がるのは、やや違和感もあります。

(委員) 基本使用料をなるべく高くして、みんなで公平に負担していくという考えからすれば、基本使用料が30%を少し超えるかどうかという場合、そのあとが20%後半から真ん中、そして20%前半になっていくような改定率にすれば、見る側には自然かなという気がします。が、もう一つ、一般家庭での小口負担の重要性、特に鎌倉市は1,000 m<sup>3</sup>以上の大口は6%しかなく、その6%の中身も福祉施設が多い等、先ほど説明があった点をしっかり押さえて、大企業からもっととれば良いのだというような話ではないことを分かってもらう努力が大事だし、説得力がある気がします。

(幹事) 最終的には小口の改定率を少し高めて、大口は少し抑え気味にし、いわゆる料金カーブが緩やかになるような設定でよろしいと思います。実際の単価をかけていきまして25 m<sup>3</sup>はいくら、26 m<sup>3</sup>はいくら、と計算していったときに波をうたないように料金カーブを設定していくことになりますので、場合によっては改定率が波をうってしまうこともあるかもし

れませんが、基本的には実支払額の料金カーブを変えて、曲線を緩やかにするというイメージで作業いたします。

(会長) これからの進め方にも関わりますが、あるところまではこのぐらいというパーセンテージを先に設定したのですか。

(幹事) こちらは先に基本使用料を 20%に固定をし、料金カーブをかくように単価を設定しているものになります。

(会長) 基本使用料部分でカバーするものは先に決めて、逓増カーブ部分を今よりやや緩くなる方向で設定すると、結果数値としてこうなったと。実支払額のカーブがないとなかなかスケールが見えにくいですが。

(幹事) おっしゃるとおりでございます。

(会長) 議論の仕方として、この表の個別の改定率だけ見ていると、出てきた結果だけの数値なので、全体を見誤る可能性がある印象を受けました。

(幹事) そうすると次回の時に、料金カーブのグラフのようなものを分かりやすい形でお示しした方がよろしいでしょうか。実は一度作成をしたのですが、どうしても大口になるとカーブが大きくなり、一般使用者のところの比較が非常に難しくなってしまいます。

(会長) 見せ方も含めて議論して、このカーブの所を切ってみると、パーセンテージでこうなるという表の意味を理解してもらう必要もあります。そのためにもカーブがいます。

(幹事) 承知しました。

(委員) 試算2で 15 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>あたりの引上率が非常に低く設定されていて、きっとファミリー世帯の負担を少なくなるような設定になっていると思います。だいたい 15 m<sup>3</sup>で3人家族世帯、20 m<sup>3</sup>で4人家族世帯だと思いますので、それはそういう意図で低く設定しているのですか。少子化が進んでいるので、子どもが1人、2人という世帯が鎌倉市でも多くなっているからでしょうか。それを超えて5人家族くらいの 25 m<sup>3</sup>くらいになると、グンと引上率が高くなっています、これは何か理由があるのですか。

(幹事) こちらはボリュームゾーンと言いまして、25 m<sup>3</sup>位までは改定率を高めに設定し、10 m<sup>3</sup>以下を改定しないような形で試算しているので、その結果、改定率が高めに設定していますが、実際の引上率は低くなる結果になっているものです。

(委員) とくにそのファミリー世帯を意識しているわけではないですね。

(幹事) 逆にボリュームゾーンと言われるところは、少し改定率を高めを設定しております。結果として1人8 m<sup>3</sup>とされていますので、24 m<sup>3</sup>から30 m<sup>3</sup>くらいまでの方には優しくなったという結果になっております。

(委員) 承知しました。

(委員) 鎌倉市はだんだんと人口が減少していて、それよりもさらに減少しているのが、世帯員の数。鎌倉市は世帯員数が2.1人くらいの割合で、夫婦に子どもは一人いるかいないかとなっています。世帯数としては上がっているが、世帯員数は減っている実態になっています。ボリューム世帯とは子ども二人三人いるような、親が同居しているそういう意味合いの世帯なのでしょうか。現実的にはそういう世帯は非常に少ないのではないのでしょうか。

(幹事) 鎌倉市の世帯人口は2.28人になり、御指摘のとおり一世帯の人数は減ってきている状況です。一方で世帯数は増えています。ボリュームゾーンとは必ずしもファミリー世帯としているわけではなく、仮に3,000円とお金から見た場合、80%の方がそこに入ってしまう。それを水量に戻すと0~25 m<sup>3</sup>まで使われる方が80%ということになります。鎌倉市は大口がないので、どこをボリュームゾーンとするか、さらに細かく区切って、おおまかではありますが、だいたい25 m<sup>3</sup>までの方が一つのボリュームゾーンになるとして、説明をさせていただきました。

(委員) ありがとうございます。一つの標準モデルを求めるうえでは良いと思います。料金体系を上げることによって、実現する下水道施設を取得する、設備投資が十分なものかどうか、サマリーバランスの観点から考えていかがでしょうか。

(幹事) ただいまの御質問で鎌倉市のサマリーバランス、投資財政計画と呼んでおりますが、こちらにつきましては1 m<sup>3</sup> 150円を下回れない、下回りますと経営戦略上の投資財政計画が、そのままでは立ち行かなくなることがございます。今、平均で1 m<sup>3</sup> 150円の改定ができると、第1段階としての投資、収入を賄ってなんとかバランスが取れるという状況でございます。

(委員) 1 m<sup>3</sup> 150円は最低単価であると、公にして良いのではないのでしょうか。

(会長) 答申の書き方も含めて、何をどうお伝えするか。過去、経営戦略で議論して、収支バランスを考慮してということです。単純に結果を出すだけでなく、いろいろな意見があるなかで、どう納得してもらえるか、書き方を工夫しなくてははいけません。グラフをつけるなり、いろいろなやり方があるかもしれませんが、できるだけいろいろな方に分かっていただく形にと思います。

試算2で議論した時に、引上率をみると1番上が27%で、次が0%で目立つと感じます。緩和する手はありますか。先ほど10 m<sup>3</sup>までの基本使用料の負担を少し上げるとゼロではなくなり、ギャップの印象は薄まると思います。

(幹事) 次回、区分については試算2に採用している区分で、もう一度試算し直すというイメージでよろしいでしょうか。

(会長) 試算2をベースに、基本使用量を8から10に上げることでいく、あるいは別のも残す。

質問ですが、試算3の場合、1,000 m<sup>3</sup>の引上率が12.7とありますが、カーブの緩和の仕方をもう少し途中までにするという手はありますか。基本使用料の8 m<sup>3</sup>までの引上率が20ではなく、19.いくつになるということですか。

(幹事) 1,000 m<sup>3</sup>を例えば15%に直すと、自動的に19.いくつとカーブを書き直せば計算上は出てくるということになります。

(会長) 今のところ試算2に論点があったので、試算2をもう少しやり直してみようということでしょうか。

(委員) 論点を外れるかもしれませんが、下水道事業運営審議会の第1回目では、自然災害で護岸が壊れて、戦略的な投資で持ち直そうと、広域あるいは流域的な国からの提案もあったかと思います。戦略的な投資をするなかで、どういう財産で担保するかとなった時に三つしかない。一つは一般会計からの繰入、次に市債、いわゆる借入金を用いるか、これは将来に負債を残すのでなるべく避けよう。それを確認して、最後に市民の受益者負担による使用料の改定、これをお願いするしかないというスタートで始まっております。資本的な支出の、資本を含めた安定を増やしたところで、使用料のm<sup>3</sup>単価を負担していただくという、財産的な担保を市民に求めるということが、私どもの本心だと思います。なるべく投資額に足りるように改定をしていきたいと、私は思います。

(会長) 次回は試算2をやり直してみたものを、出していただくということをお願いします。

(幹事) 次回、試算2を基本に、基本使用料を10㎡まで拡大したうえで、基本使用料の比率を高めたものをお出しします。本日議論でもあった試算1の細分化はよろしいでしょうか。

(会長) そうですね。

(幹事) そうすると、試算4の一律は残したほうがよろしいでしょうか。

(会長) 表として残すだけだったら、残しても良いのではないのでしょうか。

(幹事) かしこまりました。それでは二表でまとまるように作業を進めて参ります。

(会長) そのあとの、市民との対話も含めて、どういうふうな説明をするかについても議論できるよう、答申のイメージ、広く市民に納得してもらおううえでの答申の仕方、今日あった議論を考慮したうえで資料をお願いいたします。

(委員) 次回、試算2を中心とのことですが、その時までには、システム改修に係る費用、工数等の見通しについてもお願いします。何かありそうだとすると、考え直さなくてはいけないのではっきりさせて欲しいと思います。

(幹事) 承知いたしました。試算2の区分を一区分減らす場合ということで、確認させていただきます。

(委員) 大口使用者の負担はあまり大きくしない方が良いと思います。先ほどどういう業種かの説明がございましたが、福祉施設等厳しいと思いますので、そういった所が上がってしまうと、他の市に移ってしまうのではないかと心配します。ですから私は大口の使用者の負担は大きくしないほうが良いかと思います。試算2ですと、大口使用者の負担が大きくなるので、そこは緩やかにしたほうが良いかと思います。

個人的な意見ですが、ファミリー世帯、お子様がいる世帯は負担を少なくしたほうが、将来的に鎌倉市としても良いのではと思います。

(会長) 試算2を中心と言いつつも、試算3の要素もとなると、最初におっしゃっていた折衷のイメージが基本ということでお願いします。

(幹事) 承知いたしました。折衷ということで試算したいと思います。

(会長) 難しそうだったら、試算 2.5-1、2.5-2 という形で出してみても良いですし、1本にまとめられるなら、まとめても良いです。

(幹事) 承知いたしました。

(会長) 以上を持ちまして、本日の議題は終了いたしました。次第4「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 令和3年度第3回鎌倉市下水道事業運営審議会につきまして、日程の確認をさせていただきます。

令和3年度第1回の下水道事業運営審議会で、令和3年度第3回の下水道事業運営審議会の日程を9月30日木曜日で調整させていただきましたので、御確認ください。

続きまして第4回の開催について、令和3年10月21日木曜日、または22日金曜日、時間は午後2時30分から山崎浄化センター管理棟1階会議室で開催させていただこうと考えております。日程につきまして、本日調整を行ってよいでしょうか。

(会長) 御都合が悪い日が分かっている方は、いらっしゃいますか。

(委員) なるべくですが、21日木曜日でお願いしたいです。

(会長) 21日木曜日で御都合が悪い方はいらっしゃいますか。

(事務局) 次回、9月30日木曜日、第4回は10月21日木曜日でお願いしたいと思っております。

(会長) 以上を持ちまして、本日の会議は終わります。

本日、議論しようとして用意した資料があったのですが、時間がなく議論ができないので、これからお配りいたします。これについてコメントがある方は、御意見がある方は、2週間くらいのうちに事務局までお寄せいただけますか。以上です。お疲れ様でした。

以上